

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろうど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2021

9

Vol. 52

1 ゆんたくひんたく

2 雇用継続給付に係る支給限度額等の変更

4 特定個人情報を取り扱う際の注意ポイントを公表

3 男性の育児休業取得率 12.65% 過去最高

5 令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

ゆんたくひんたく

まだまだ暑い日が続きますが皆さま体調を崩されておられませんでしょうか。

先日、幼稚園に子どもを迎えに行くと、先生が「お母さんも、あの木を見てください」と。見てみると、ナミノキという一本の木だけに、幹を埋め尽くす程の数のセミが所狭しと止まっていました。

木に近付くと、何十匹ものセミが大きな鳴き声を上げながら一斉に飛んでいきます。子どもたちは逃げ遅れたセミを軽々と手で掴んで取っていました。

長女は虫が苦手なのですが、セミを持った男の子から受け取ろうと挑戦していました。受け渡しがいまいちかずにセミは逃げてしまいましたが、苦手なことを克服しようとする子どもの姿を見ることができてうれしかったです。

あまり思い出を作ることができなかった夏でしたが、友達とセミを取ったことが、来年も再来年も楽しい思い出として記憶に残ってくれたらいいなと感じた一日でした。(藤井)

令和3年8月から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額等が変更されています。これを機に、高年齢雇用継続給付の支給額の計算の仕組みを再確認しておきましょう。

【前提】高年齢雇用継続給付とは

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、賃金が低下（60歳時点の賃金の75%未満に低下）した状態で働き続ける場合に支給されます。

同一事業所で働き続ける場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当の受給後に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」の2種類に分かれます。



.....高年齢雇用継続給付の支給限度額等の変更.....

<高年齢雇用継続給付の支給限度額>

令和3年7月31日の時点：365,055円 → 令和3年8月1日から：360,584円

〈補足〉その他、下記の_____の金額も変更

確認 高年齢雇用継続給付の支給額

一の支給対象月（一暦月）について、賃金の低下の割合に応じて、次のように計算した額が支給されます。

- 支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%未満に低下

……支給対象月の賃金×15%

- 支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%以上75%未満に低下

……支給対象月の賃金×15%から逡減するように厚生労働省令で定める率

注① 支給対象月の賃金が、支給限度額（360,584円）を超えるときは、その支給対象月には支給されない。また、上記のように計算した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えるときは、「支給限度額－支給対象月の賃金」が支給される。

注② 支給額として計算した額が、2,061円を超えないときは、その支給対象月には支給されない。

注③ 60歳到達時等の賃金の月額は、473,100円を上限とし、77,310円を下限とする。

★なお、同月から、雇用保険の育児休業給付・介護休業給付の上限額なども変更されています。その内容についても、気軽にお尋ねください。

厚生労働省から、「令和2年度雇用均等基本調査（確報）」が公表されました（令和3年7月30日公表）。以下では、育児休業取得者の割合をピックアップしてみます。

.....令和2年度雇用均等基本調査／育児休業取得者の割合について.....

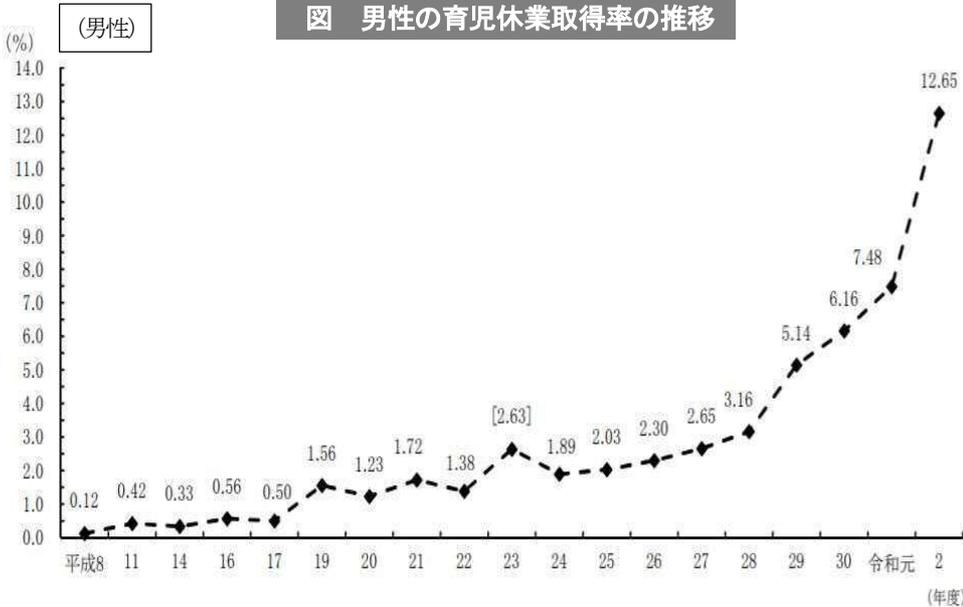
●育児休業取得者の割合〔育児休業取得率〕

- ・女性：81.6%（令和元年度83.0%）
- ・男性：12.65%（令和元年度7.48%）

〈補足〉有効回答があった3,591事業所（常用労働者5人以上）の調査結果を集計。



図 男性の育児休業取得率の推移



★男性の育児休業取得率について、政府は高い目標（2025年に30%）を掲げており、その向上を図るため、育児・介護休業法の改正が行われています。

今回、高い伸びを見せましたが、今後、改正育児・介護休業法の施行に合わせて、さらに男性の育児休業取得率の向上のための取り組みが重要視されると思われます。

今一度、改正育児・介護休業法の概要・施行時期などを確認しておきましょう。

要確認

「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」を公表(個人情報保護委員会)

個人情報保護委員会から、「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」が公表されています。これは、特定個人情報を取り扱う場面において、注意すべきポイントを事例ごとに紹介するもので、事例ごとの対象者も示されています。

..... 「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」 事業者に関連する事例の一部を紹介

<ヒヤリハット事例集より>

- 人事異動があったので「従業員名簿」を修正し、社内の電子掲示板に掲示しようとしたところ、誤って同じフォルダーに保存していた「個人番号管理簿」を掲示しそうになった。
 - ✓ マイナンバー（個人番号）を管理するファイルは、他の人事管理ファイル等とは別のフォルダーに保存する方が安全です。
 - ✓ インターネット上のホームページで公表する場合だけでなく、社内の電子掲示板などにお知らせなどを掲示する場合も、公表等する資料に表計算ソフトの不要なシートや非表示部分など、開示できないものが含まれていないかよく確認しましょう。

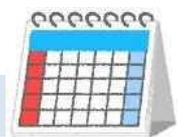
<漏えい等事案の事例集より>

- 経費削減のため、出力後に不要となった帳票等の裏紙を、コピー用紙やメモ用紙として再利用していたが、表面をふと見たところ、マイナンバー（個人番号）が記載されていた。
 - ✓ マイナンバー（個人番号）が記載された書面をコピー用紙やメモ用紙として利用すると、組織内の取扱ルールに基づく適切な管理ができなくなります。他の書類に混入して組織外の者に渡してしまった場合は漏えいとなりますので、ご注意ください。

★この「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」は、特定個人情報を取り扱う際の注意点を再確認するのに適した資料です。ご覧になっておいたほうがよいと思いますので、ぜひお声掛けください。



9/10	● 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
9/30	● 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 7月決算法人の確定申告と納税・2022年1月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)





令和3年度の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

令和3年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめ公表しました。

これは、令和3年7月に開催された中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたものです。

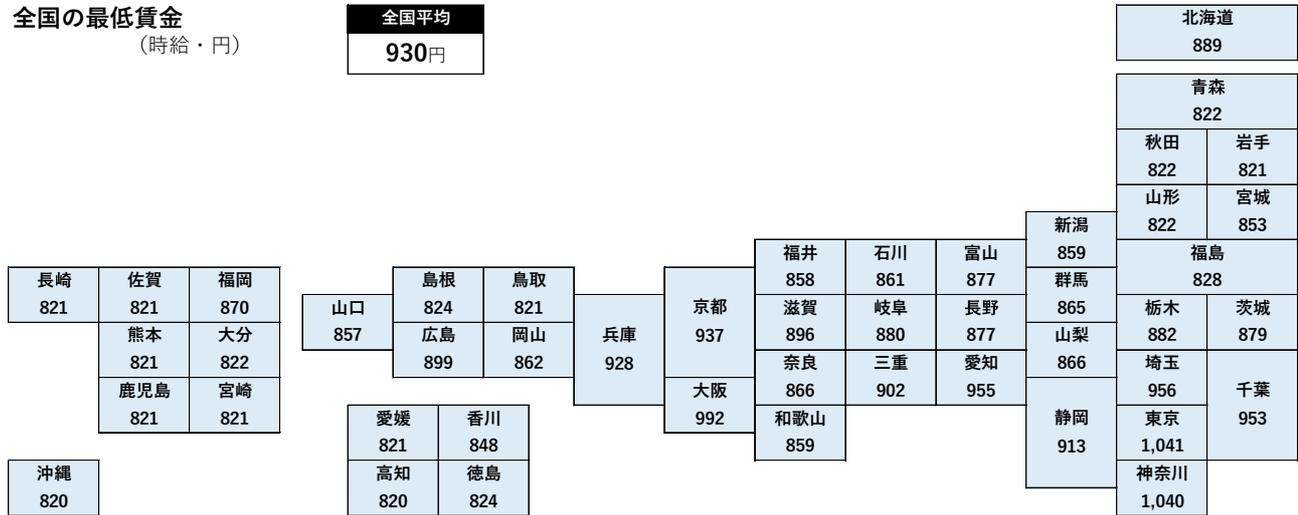
令和3年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

全国の最低賃金

(時給・円)

全国平均

930円



都道府県名	答申された改定額 ()内は令和2年度	発効予定年月日	都道府県名	答申された改定額 ()内は令和2年度	発効予定年月日
北海道	889円 (861円)	令和3年10月1日	滋賀	896円 (868円)	令和3年10月1日
青森	882円 (793円)	令和3年10月6日	京都	937円 (909円)	令和3年10月1日
岩手	821円 (793円)	令和3年10月2日	大阪	992円 (964円)	令和3年10月1日
宮城	853円 (825円)	令和3年10月1日	兵庫	928円 (900円)	令和3年10月1日
秋田	822円 (792円)	令和3年10月1日	奈良	866円 (838円)	令和3年10月1日
山形	822円 (793円)	令和3年10月2日	和歌山	859円 (831円)	令和3年10月1日
福島	828円 (800円)	令和3年10月1日	鳥取	821円 (792円)	令和3年10月6日
茨城	879円 (851円)	令和3年10月1日	島根	824円 (792円)	令和3年10月2日
栃木	882円 (854円)	令和3年10月1日	岡山	862円 (834円)	令和3年10月2日
群馬	865円 (837円)	令和3年10月2日	広島	899円 (871円)	令和3年10月1日
埼玉	956円 (928円)	令和3年10月1日	山口	857円 (829円)	令和3年10月1日
千葉	953円 (925円)	令和3年10月1日	徳島	824円 (796円)	令和3年10月1日
東京	1,041円 (1,013円)	令和3年10月1日	香川	848円 (820円)	令和3年10月1日
神奈川	1,040円 (1,012円)	令和3年10月1日	愛媛	821円 (793円)	令和3年10月1日
新潟	859円 (831円)	令和3年10月1日	高知	820円 (792円)	令和3年10月2日
富山	877円 (849円)	令和3年10月1日	福岡	870円 (842円)	令和3年10月1日
石川	861円 (833円)	令和3年10月7日	佐賀	821円 (792円)	令和3年10月6日
福井	858円 (830円)	令和3年10月1日	長崎	821円 (793円)	令和3年10月2日
山梨	866円 (838円)	令和3年10月1日	熊本	821円 (793円)	令和3年10月1日
長野	877円 (849円)	令和3年10月1日	大分	822円 (792円)	令和3年10月6日
岐阜	880円 (852円)	令和2年10月1日	宮崎	821円 (793円)	令和3年10月6日
静岡	913円 (885円)	令和3年10月2日	鹿児島	821円 (793円)	令和3年10月2日
愛知	955円 (927円)	令和3年10月1日	沖縄	820円 (792円)	令和3年10月8日
三重	902円 (874円)	令和3年10月1日			
全国加重平均額				930円 (902円)	—

※発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付